柏市広告物掲載取扱要領

制定 平成 1 7 年 1 2 月 2 0 日 施行 平成 1 7 年 1 2 月 2 0 日

1 趣旨

この要領は、民間企業等との協働により新たな財源を確保する ために、柏市が発行する印刷物や所有する財産を広告媒体として 有効に活用し、民間企業等の広告を掲載する取り扱いに関して必 要な事項を定めるものとする。

2 広告媒体の種類

民間企業等の広告を掲載する広告媒体は、印刷物を作成し、又は財産を管理する部署(以下「広告媒体を所管する部署」という。)がこの要領の趣旨を勘案して別途定める。

- 3 広告掲載基準
 - (1) 掲載することができる広告に関する基本的な考え方は、次のとおりとする。
 - ア 掲載する広告は、公共性を損なう恐れがなく、社会的に信用性と信頼性を持てるものでなければならない。
 - イ 掲載する広告は、広告を掲載する印刷物や財産、場所の特性に配慮し、美観や風致を著しく害するものであってはならない。
 - (2) 掲載することができる広告は、次に定める事項のいずれにも該当しないものとする。
 - ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23年法律第122号)に掲げる風俗営業に該当するもの又 はこれに類するもの
 - イ 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人宣伝のみに係るも の
 - ウ 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
 - エ 柏市暴力団排除条例第2条第1号から第3号までに定めら

れている暴力団,暴力団員並びに暴力団員等の利益につながるもの

オ その他掲載することが不適当と市長が認めるもの

- (3) 前号定めるもののほか、広告物媒体を所管する部署は、広告 媒体の性質に応じて、広告内容及び当該広告のデザイン並び に当該広告を掲載する業種又は事業者に関する個別の広告掲 載基準を定めることができる。
- 4 広告の規格等

広告の規格,掲載位置,広告料等は,広告媒体の性質に応じて, 広告媒体を所管する部署が別に定める。

5 審査機関

広告掲出等に関し疑義が生じた場合の審査機関として、柏市広告審査会(以下「審査会」という。)を置く。

- (1) 審査会は、企画部長を委員長とし、委員はDX推進課長、財政課長、契約課長、広報広聴課長、広告媒体及び審査する内容に関連する所管の課長をもって充てる。
- (2) 審査会は、広告媒体の所管部長の求めに応じ、又は委員長が必要と認めたときに委員長が招集し、その議長となる。
- (3) 委員長は、必要があると認めるときは、審査会の会議に関係者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。
- (4) 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指定する委員がその職務を代理する。
- 6 補則

この要領に定めるもののほか必要な事項は, 広告媒体を所管する部署が別に定める。

附 則

この要領は、平成17年12月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年 5月24日から施行する。 附 則

この要領は、平成26年11月 7日から施行する。

附 則

- この要領は、平成29年 3月31日から施行する。 附 則
- この要領は、令和 元年 9月19日から施行する。 附 則
- この要領は、令和 3年 3月30日から施行する。 附 則
- この要領は、令和 4年 5月16日から施行する。